重要事項説明書　[介護医療院/(介護予防)短期入所療養介護]

Ver.2025.4.1

あなたに対する介護医療院サービス提供にあたり、介護保険法に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 法人の概要

法人種別 ・ 名称	医療法人厚生会
主たる事務所の所在地	〒639-1039 奈良県大和郡山市椎木町 769 番地の 3
代表者の氏名	理事長　三笠桂一
電話番号, FAX 番号	(TEL) 0743-56-5678　(FAX) 0743-56-8555
主な事業所名	奈良厚生会病院、奈良厚生会病院介護医療院、若草園

2. 事業所の概要

事業所名	奈良厚生会病院介護医療院
所在地	〒639-1039 奈良県大和郡山市椎木町 769 番地の 3
管理者の氏名	管理者　三笠桂一
都道府県知事指定番号	29B0300015
電話番号, FAX 番号	(TEL) 0743-56-5678　(FAX) 0743-56-8555

3. 事業の目的と事業者の運営方針

事業の目的	当事業所の管理者や従事者が、要介護状態にある入所者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。
事業者の運営方針	1. 施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭に置いて入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指す。 2. 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するよう努める。 3. 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保険医療サービス、福祉医療サービスの提供者との密接な連携に努める。

4. 設備の概要

(1)療養室

療養棟の種類	4 人部屋	3 人部屋	2 人部屋	1 人部屋	面積(㎡)				1人あたり面積(㎡)			
A 棟3階	10 室	1 室	1 室	2 室	301.94	36.19	19.78	30.38	7.54	12.06	9.89	15.19
A 棟4階	10 室	-	1 室	5 室	310.17	-	19.78	56.23	7.75	-	9.89	11.24
B 棟1階	10 室	2 室	-	2 室	294.52	61.02	-	25.08	7.36	10.17	-	12.54
B 棟2階	10 室	2 室	-	2 室	294.52	61.02	-	25.08	7.36	10.17	-	12.54
B 棟3階	10 室	2 室	-	2 室	294.52	61.02	-	25.08	7.36	10.17	-	12.54

(2)主な設備

設備の種類	数	面 積(㎡)	特 色	設備の種類	数	面 積(㎡)	特 色
機能訓練室 (一部兼用)	7	832.98	理学療法、作業療法、言語療法	機械浴室	特殊浴槽台5台	160.24	オンラインバス5台
談話室(兼用)	5	645.01		デイルーム(兼用)	5	645.01	
食堂(兼用)	5	645.01		面会室	ー	ー	談話室と兼用
一般浴室	ー	ー					

5. 従事者の配置状況

Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)(ⅱ)【238室】

従事者の種類	員数(以上)	職務内容	指定基準
医師	5名以上	入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。	Ⅰ型入所者の数を48で除した数以上
薬剤師	2名以上	入所者に対して薬剤管理及び療養上の指導を行う。	常勤換算法で、Ⅰ型入所者の数を150で除した数以上
栄養士	1名以上	食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。	入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上
看護職員	40名以上	入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。	常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
介護職員	60名以上	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。	常勤換算法で、Ⅰ型入所者の数を4で除した数以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	各適当数	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。	介護医療院の実情に応じた適当数
介護支援専門員	3名以上	施設サービス計画の作成等を行う。	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を基準とする。

6. 従事者の勤務体制

従事者の職種	勤務体制(一週あたり)	休暇	従事者の職種	勤務体制(一週あたり)	休暇
医師	32時間	勤務表に基づく	介護職員	35時間	勤務表に基づく
薬剤師	35時間	勤務表に基づく	理学療法士・作業療法・言語聴覚士	35時間	勤務表に基づく
栄養士	35時間	勤務表に基づく	介護支援専門員	35時間	勤務表に基づく
看護職員	35時間	勤務表に基づく			

7. 施設サービスの概要と利用料(法定代理受領を前提としています。)

(1)介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内　　容	自己負担額

ケアプランの作成	入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という）を行います。 入所者の了承を得て、主治医に意見を尋ねることがあります。 介護支援専門員を中心にカンファレンスを開いて検討します。 入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案してケアプランの原案を作成します。 ケアプランを作成した際には入所者又は家族に交付します。 ケアプランの作成後、定期的にケアプランの実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行います。	
医療・看護	あなたの病状にあわせた医療・看護を提供します。 医師による定期診察は7日に1回行います。それ以外でも必要がある場合には適宜診察しますので、看護師等にお申し付け下さい。ただし、当事業所では行えない急性期治療については当院一般病棟又は他の急性期病院に移って治療します。 歯科治療は当施設ではなく訪問歯科（外部）での治療となります。 また精神科治療が必要な場合には、精神科病棟のある病院に入院して治療して頂く場合があります。	別紙 サービス内容説明書 参照
排せつ	自立排せつについて必要な援助を行います。また、おむつをせざるを得ない入所者について適切におむつ交換を致します。	
入浴・清拭	入浴日　一週間に2回　　入浴時間　10時～15時 清拭は入浴日以外毎日、入浴日でも入浴しない方はタオルで体をおふきします。	
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
シーツ交換	シーツ交換は週2回行います。その他、汚れた場合は適宜交換します。	
機能訓練	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練をあなたの状況にあわせて行います。	
褥瘡予防	褥瘡対策委員会を設置し、褥瘡対策チームにより適切な褥瘡予防を行います。 寝たきりの方に対して、適切な体位変換及び必要に応じて適切なクッション等を使用して予防に努めます。	
口腔衛生管理	協力歯科医療機関の歯科医師及び歯科衛生士の指導のもと、口腔衛生の管理を行います。	
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。	

（2）食事（食費）

食事の提供 栄養管理	管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 食事時間　　朝食8時～　昼食12時～　夕食18時～ 食事場所　　できるだけ離床して食堂でお食べください。適切な介助を行います。 献立表は、7日前までに作成し掲示致します。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。	別紙 サービス内容説明書 参照

（3）居室（居住費）

多床室	別紙　サービス内容説明書　参照

（4）介護保険給付外サービス

サービスの内容	理美容代、おやつ代等	別紙　サービス内容説明書　参照

8. 相談窓口及び苦情等申立窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、地域医療相談室（百合、横山、上田、藤崎、鈴木）までお気軽にご相談ください。

TEL　0743-56-5678　　FAX 0743-56-8555　　対応時間　9:00　～　16:00　（月～金）

また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。対応する委員会により責任をもって調査、改善をさせていただきます。

その他ご相談窓口

大和郡山市役所内「介護福祉課」　･･･　0743-53-1151　　奈良県国民健康保険団体連合会　･･･　0744-29-8311

9. 通常の事業の実施区域

通常の事業の実施区域は、大和郡山市、安堵町、斑鳩町、川西町、三宅町、河合町とする。

10. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「医療法人厚生会消防計画」「自然災害等における BCP」に則り対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「医療法人厚生会消防計画」に則り年2回、「自然災害時における BCP」に則り年1回、夜間及び昼間を想定した避難訓練等を実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、避難器具（緩降機、救助袋）、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉・シャッター、屋内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知器、非常用電源、消火器）　カーテンは、防炎性能のあるものを使用しております。
消防計画等	郡山消防署への届出日令和6年4月1日　防火管理者　金地英樹

11. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人厚生会　奈良厚生会病院
所在地　・　電話番号	〒639-1039　奈良県大和郡山市椎木町769番地の3　　TEL　0743-56-5678

12. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	中林歯科医院
所在地　・　電話番号	〒634-0843　奈良県橿原市北妙法寺647　　TEL　0744-21-6480

13. 事故防止及び事故発生時の対応等

（1）　事故防止のために以下、必要な措置を講じています。

- 安全管理に関する指針を整備しています。又、この指針は求めに応じていつでも閲覧できるようにします。
- 医療安全対策委員会を設置し、月1回の委員会を開催します。またリスクマネジメント委員会は週1回程度開催します。
- 従事者に対して入職時研修、及び定期的（年2回以上）に医療安全に関する研修を実施します。
- サービス提供中に、万が一事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族、市町村関係機関に通報いたします。

（2） 当事業所は施設サービスの提供中に入所者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。

14. 身体の拘束等

当事業所は原則として入所者に対し身体拘束を行わないようにしますが、自傷他害の恐れ、緊急やむを得ない場合には、医師が判断しご家族に同意を得た上で、身体拘束等、入所者の行動制限を行う事があります。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録します。また身体拘束を行った場合には定期的に見直しを実施し速やかに身体拘束が解除できるように努めます。

・ 身体的拘束等適正化のための指針を整備しています。
・ 高齢者虐待防止、身体拘束廃止委員会を設置し月１回の委員会を開催します。
・ 従事者に対して入職時研修及び定期的（年2回以上）に研修を実施します。

15. 虐待防止等

当事業所は、入所者の人権擁護、虐待の防止のために、必要な措置を講じています。

・ 高齢者虐待防止のための指針を整備しています。
・ 高齢者虐待防止、身体拘束廃止委員会を設置し月１回の委員会を開催します。
・ 職員に対して人権擁護、虐待防止を啓発、普及するための研修を入職時及び定期的（年2回以上）に実施します。
・ サービス提供中に、当事業所の従事者又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合には、速やかに入所者の家族、市町村等関係機関に通報します。

16. ハラスメント対策等

当事業所は、現場におけるハラスメントの防止のために必要な措置を講じています。ハラスメントは従事者間のみならず、従事者と関係業者等、従事者と入所者等及び家族等の間における全てのハラスメントが対象となります。

・ 従事者に対してハラスメント防止に関する規程を就業規則に定めています。
・ 外部の社会保険労務士によるハラスメント相談体制「さくらルーム」を整備しています。
・ 従事者に対するハラスメント防止を啓発、普及するための研修（年１回以上）を実施します。
・ 必要に応じて市町村等関係機関へ通報します。

17. 衛生管理等

当事業所は、施設、設備又は飲料水について、衛生的な管理に努め、医薬品及び医療機器の管理を適正に行います。また、日常のケアにかかる感染対策、発生時の対応等、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為に必要な措置を講じています。

・ 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のため指針を整備しています。
・ 院内感染対策委員会を設置し、月１回の委員会を開催します。
・ 従事者に対して感染対策のための研修・訓練を入職時及び定期的（年2回以上）に実施します。
・ 必要に応じて市町村等関係機関へ通報します。

18. 個人情報の利用及び秘密保持

当事業所では、入所者及びご家族の皆さまの個人情報を利用させていただくことがあります。「当院における個人情報の利用目的」以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて入所者又はご家族の皆様からの同意をいただくことにしておりますのでご安心下さい。同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。またこれらのお申し出は後から撤回、変更等をすることが可能です。個人情報の取り扱いには万全の体制で取り組み、秘密保持を遵守いたします。

19. 当事業所をご利用の際にご留意いただく事項

面会日及び面会時間	面会日 ・・・ 毎日　　面会時間 ・・・ 13:00～19:00
面会に関する留意事項	A 棟1F 受付に備え付けの面会簿に記入の上、当該療養棟にお渡し願います。 また、面会には「マスク」が必要となりますので各自ご用意願います。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず「外泊許可申請書」により申出下さい。
居室・設備・器具の利用	当事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください．これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	当事業所内は禁煙となっております。また当事業所内での飲酒は固く禁じております。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の入所者の許可なく、その居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	現金、又は貴重品は持ち込まないで下さい。盗難、紛失の場合当事業所は一切その責任は負いません。
宗教活動・政治活動	当事業所内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
その他	当事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。また、防犯及び安全の為、事業所内各所に防犯カメラを設置しています。

20. 第三者評価に関する実施状況 【 （介護予防）短期入所療養介護 】

実施の有無	なし